



愛知労働局発表
平成28年8月29日(月)

【照会先】
愛知労働局労働基準部健康課
健康課長 大竹克則
主任衛生専門官 大岩広司
(電話) 052-972-0256

報道関係者 各位

平成 28 年度全国労働衛生週間に向けて

～10 月 1 日から 7 日を本週間、9 月を準備期間として取組～

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第1回実施以来、今年で第 67 回を迎えます。

この週間は、労働者の健康保持増進と快適な職場環境の形成を図るため、事業場における自主的な労働衛生活動の総点検を実施するとともに、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図ることを目的としています。

平成 28 年度全国労働衛生週間スローガン

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

愛知労働局並びに管下労働基準監督署では、この全国労働衛生週間に向けて次のような活動を実施します。

1. 9 月(準備期間)における活動

(1) 自主的な労働衛生活動の総点検を要請

県下 32 会場で 9 月上旬を中心に開催される説明会において、労働基準監督署から自主的な労働衛生活動の総点検を要請・指導。 出席期待総数 4500 名

(説明会開催予定詳細は [別紙1]参照)

(2) 労働基準監督署による立入指導の実施

9 月の準備期間中に、粉じん作業や化学物質取扱作業などを行う約 400 事業場に対し、集中的に立入指導を実施予定。

2. 関係行政機関、災害防止団体、事業者団体等への協力要請 [別紙2]

8 月 25 日付けで県内 62 機関(団体)へ愛知労働局長から全国労働衛生週間への協力を要請。

愛知労働局の主な取組

全国労働衛生週間の準備期間（９月）中に、各労働基準監督署において、**全国労働衛生週間実施要綱[別紙３]**に基づき、事業場が実施する健康確保対策、職業性疾病予防対策のための労働衛生管理の取組を、別紙１の説明会などあらゆる機会に指導し、労働衛生意識の高揚を図ります。

また、説明会等においては、以下を重点として事業場における自主的な労働衛生活動の総点検の要請・指導を行います。

○最重点事項

「化学物質による健康障害防止対策」

事業場で取扱う化学物質の把握、SDS(安全データシート)入手、本年６月より施行された化学物質リスクアセスメントの実施及びその結果を踏まえた必要な措置の実施。

【別添１、２リーフレット参照】

「職場におけるメンタルヘルス対策」

昨年１２月に施行された「ストレスチェック制度」の適切な実施を含めた事業場におけるメンタルヘルス対策の取組促進。

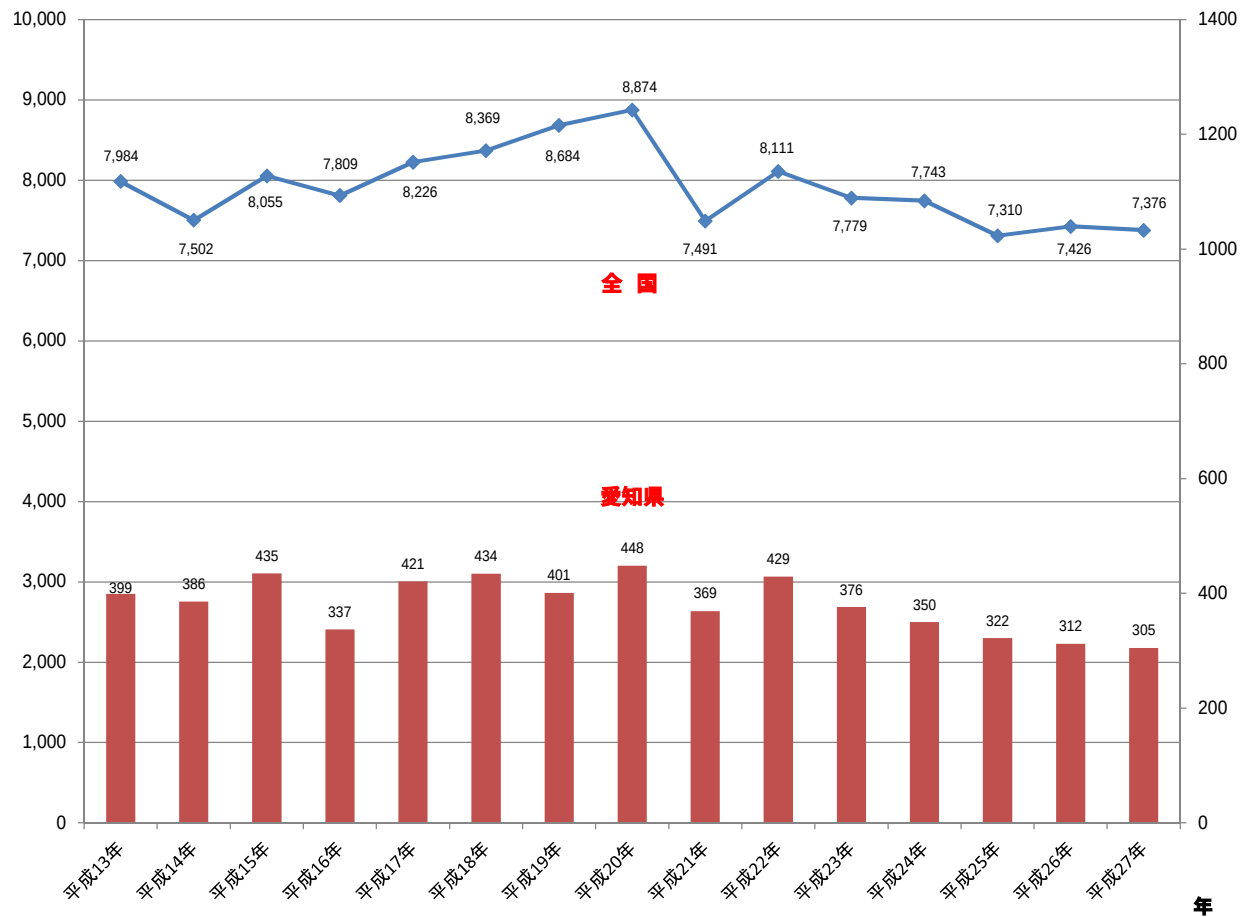
【別添３リーフレット参照】

○重点事項

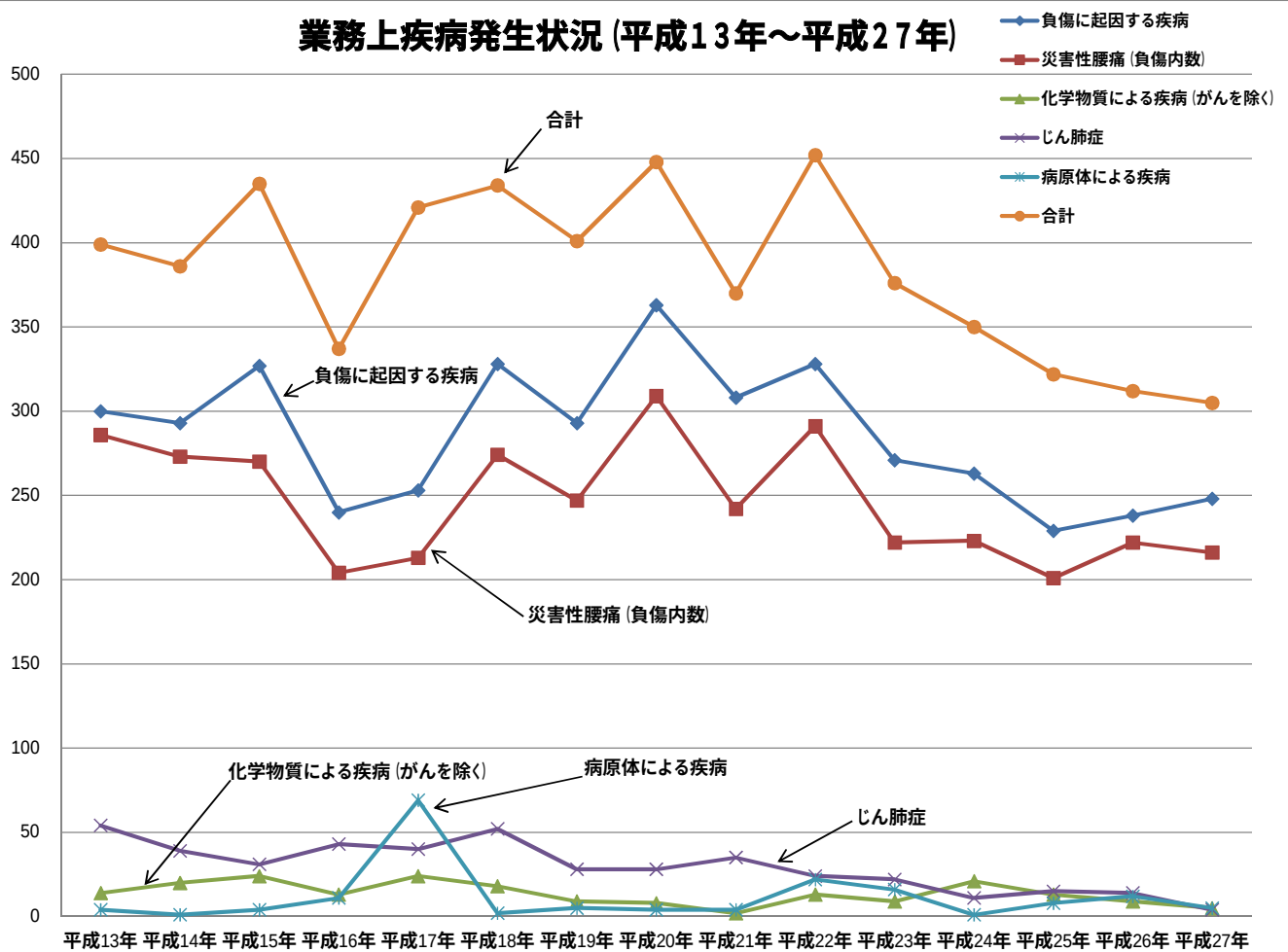
「職場の健康診断実施強化月間」でもある９月に、労働安全衛生法に定められた健康診断及び健康診断結果に基づく事後措置の実施の徹底を呼び掛け、指導。

また、９月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」であることから、アーク溶接作業等における防じんマスクの適正な装着など粉じん障害防止対策の徹底を指導。

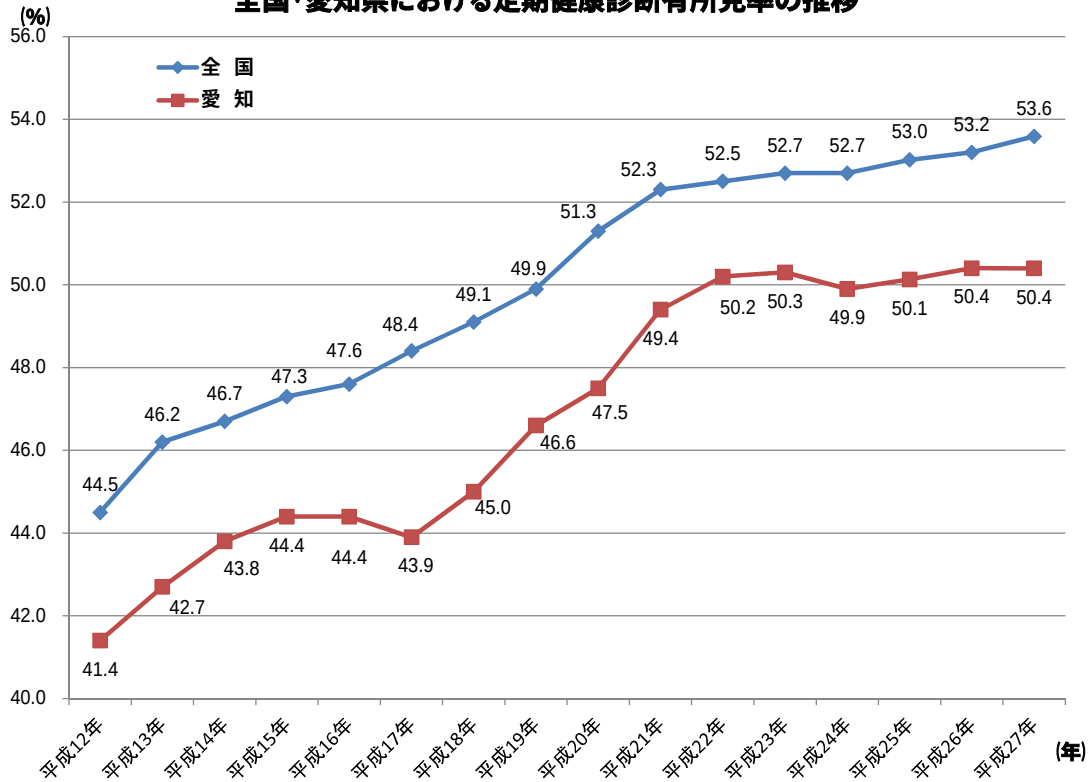
全国及び愛知県の業務上疾病発生状況の推移



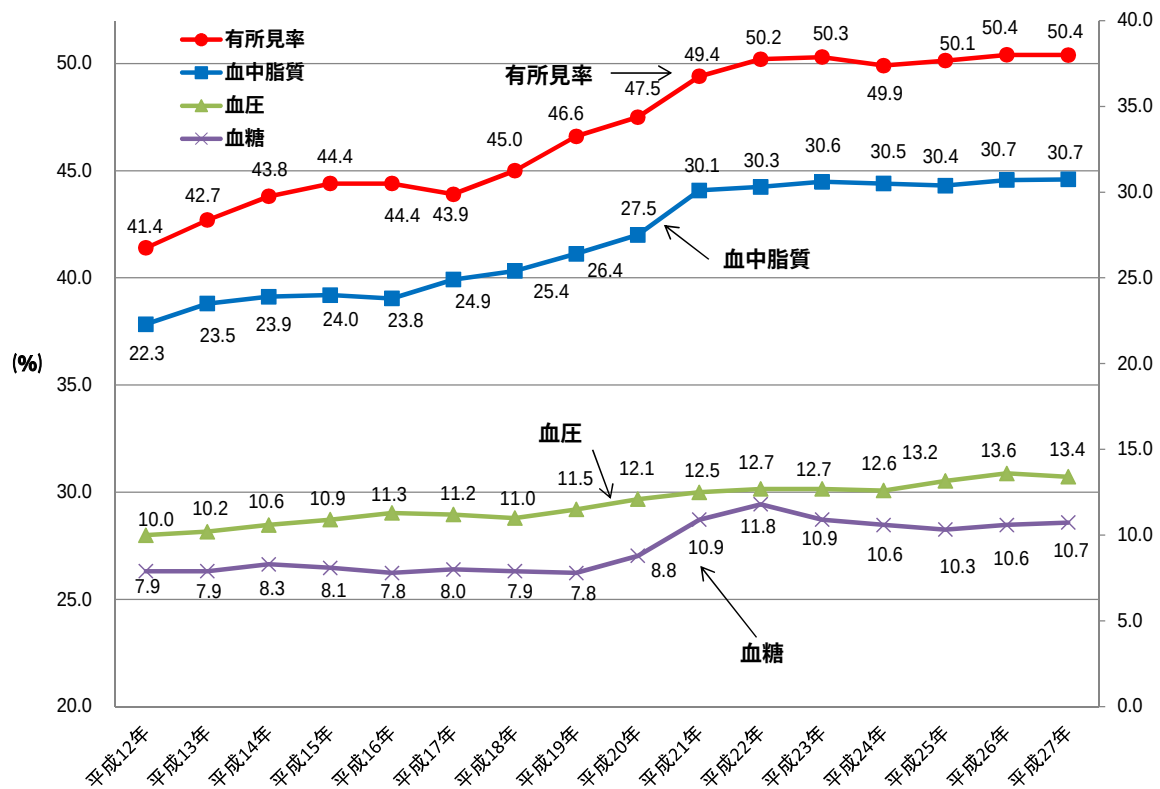
業務上疾病発生状況 (平成13年～平成27年)



全国・愛知県における定期健康診断有所見率の推移



脳・心臓疾患に関する検査項目の有所見率の推移



名古屋北署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
8月31日	13:30	メルパルク名古屋	名古屋市東区葵3丁目16-16	建災防 名古屋北分会	220名
9月1日	13:30	名古屋栄ビルディング	名古屋市東区武平町5-1	名古屋北労働基準協会 ☎ 052-961-3655	100名
9月7日	13:30	小牧勤労センター	小牧市宇上末2233-2	名古屋北労働基準協会 ☎ 052-961-3655	180名

名古屋東署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月5日	13:30	名古屋国際会議場	名古屋市熱田区熱田西町1-1	建災防 名古屋東分会	120名
9月6日	14:00	名古屋市工業研究所	名古屋市熱田区六番3-4-41	名古屋東労働基準協会 ☎ 052-882-3909	70名
9月7日	14:00	東郷町商工会館	東郷町春木申下1337-1	名古屋東労働基準協会 ☎ 052-882-3909	60名

名古屋南署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月2日	14:00	名古屋市工業研究所	名古屋市熱田区六番3-4-41	名古屋南労働基準協会 ☎ 052-651-9246	150名
9月5日	14:00	名古屋港湾会館	名古屋市港区港町1-11	名古屋南労働基準協会 ☎ 052-651-9246	150名
9月6日	13:30	名古屋市工業研究所	名古屋市熱田区六番3-4-41	建災防 名古屋南分会	100名

豊橋署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月1日	13:30	ライフサポートとよはし中ホール	豊橋市神野ふ頭町3-22	豊橋労働基準協会 ☎ 0532-54-2131	300名
9月2日	13:30	蒲郡市民会館 大会議室	蒲郡市堺町3-30	豊橋労働基準協会 ☎ 0532-54-2131	200名
9月5日	13:30	豊川市勤労福祉会館 大研修ホール	豊川市新道町1-1-3	豊橋労働基準協会 ☎ 0532-54-2131	100名

名古屋西署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月6日	13:30	名古屋市中村文化小劇場	名古屋市中村区中村町茶ノ木25	名古屋西労働基準協会 ☎ 052 (581) 8086	130名

岡崎署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月6日	13:30	岡崎市勤労文化センター	岡崎市美合町字五本松68	岡崎労働基準協会 ☎ 0564-52-3692	110名
9月8日	13:20	幸田町民会館	幸田町大字大草字丸山60	建災防 岡崎分会	130名

一宮署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月8日	13:30	名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）小ホール	稲沢市正明寺3-114	一宮労働基準協会 ☎ 0586-48-8495	150名
9月9日	13:30	アイプラザー宮	一宮市若竹3-1-12	建災防 一宮分会	90名

半田署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月1日	13:30	大府市勤労文化会館	大府市明成町1-330	(一社)半田労働基準協会 ☎ 0569-21-4440	100名
9月2日	13:30	知多市民体育館	知多市緑町5	(一社)半田労働基準協会 ☎ 0569-21-4440	150名
9月5日	13:30	住吉福祉文化会館	半田市宮路町53	(一社)半田労働基準協会 ☎ 0569-21-4440	150名
9月8日	14:00	知多建設会館 3階会議室	半田市瑞穂町5-1-3	建災防 半田分会	80名

刈谷署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月5日	13:30	碧南商工会議所	碧南市源氏新明町90	刈谷労働基準協会 ☎ 0566-21-6337	70名
9月6日	13:30	あいち産業科学技術総合センター（技術開発交流センター）	刈谷市恩田町1-157-1	刈谷労働基準協会 ☎ 0566-21-6337	160名
9月7日	13:30	安城市文化センター	安城市桜町17-11	刈谷労働基準協会 ☎ 0566-21-6337	120名

豊田署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月1日	13:30	つどいの丘	豊田市西中山町水口133	豊田労働基準協会 ☎ 0565-28-9411	100名
9月2日	13:30	豊田市民会館	豊田市小坂町12-100	豊田労働基準協会 ☎ 0565-28-9411	200名
9月7日	14:00	高岡コミュニティセンター	豊田市高丘町長根51	豊田労働基準協会 ☎ 0565-28-9411	100名
9月23日	13:30	豊田建設業協同組合会館	豊田市八幡町3-21-2	建災防 豊田分会	100名

瀬戸署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月9日	14:00	スカイワードあさひ	尾張旭市城山町長池下4517-1	瀬戸労働基準協会 ☎ 0561-82-2575	200名

津島署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月5日	14:00	津島市文化会館	津島市藤浪町3-89-10	津島労働基準協会 ☎ 0567-26-4603	250名

江南署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月2日	13:45	江南市民文化会館 小ホール	江南市北野町川石25-1	江南労働基準協会 ☎ 0587-55-2341	125名

西尾支署

開催日	開始時刻	会場名	会場所在地	主催団体名・連絡先	参加期待数
9月7日	14:00	西尾市文化会館 小ホール	西尾市山下町泡原30	西尾労働基準協会 ☎ 0563-56-0244	250名

愛労発基 0825 第 12 号

平成 28 年 8 月 25 日

各関係団体の長 殿

愛 知 労 働 局 長

平成 28 年度（第 67 回）全国労働衛生週間の実施について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年で第 67 回を迎えます。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的とし実施するものです。

本年は、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月を準備期間として

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

のスローガンの下、実施することとなりました。

愛知県内における業務上疾病者数は、近年減少しているものの平成 27 年は 305 人が被災し、このうち 11 人の尊い命が失われています。また、同年の定期健康診断有所見率は 50.4%と、全国平均の 53.6%よりは低いものの高水準となっております。

こうした中、愛知労働局では、準備期間中に事業場における自主的な労働衛生管理活動の総点検を働きかけるとともに、過重労働対策、化学物質等による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策の推進を図っております。

つきましては、労働衛生水準の一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに事業者による自主的な労働衛生管理活動の定着が図られるよう、貴団体からのご支援をいただくとともに、会員事業場等に対し全国労働衛生週間の実施について周知頂きますようお願い致します。

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 67 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成 27 年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が 251 人、精神障害の労災支給決定件数が 472 人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約 2,200 人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成 27 年は前年から 47 人減少して 7,368 人となった。疾病別では腰痛が 74 人減少したものの、4,550 人と依然として全体の 6 割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。一方、熱中症については、前年から 41 人増加して 464 人となり、近年 400～500 人台で高止まりの状態にある。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっている。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月閣議決定）に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月閣議決定）に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

3. 期間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- 10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。
- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
 - (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
 - (3) 労働衛生講習会等を開催する。
 - (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
 - (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
 - (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

(ア) 平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施

(イ) 平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施

a. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認

b. 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認

c. SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進

d. ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進

(ウ) 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施

c. 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

イ その他の重点事項

(ア) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付 基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号)に基づく以下の事業場環境整備

a. 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b. 研修等による両立支援に関する意識啓発

c. 相談窓口等の明確化

- d. 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - a. 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c. 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - e. 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
 - f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - b. 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (エ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に係る以下の対策の推進
 - a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
 - c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (オ) 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
 - a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底
 - b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
 - (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - (オ) 現場管理者の職務権限の確立
 - (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- イ 作業環境管理の推進
 - (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
 - (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進
「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施
 - (ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進
 - (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
 - (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- イ 熱中症予防対策の徹底
 - (ア) 暑さ指数（WBGT値）が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
- ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
- エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- キ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底
 - (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
 - (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
 - (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
 - (エ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ク 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 - (エ) 離職後の健康管理の推進
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

- ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

- 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

化学物質の自主管理を推進しましょう。

化学物質リスクアセスメントの実施が義務化されました。

(平成28年6月1日施行)

私たちの身の回りでは、さまざまな化学物質を利用しています。

事業場で使用する化学物質は、事業者が危険性・有害性を自主的に把握し、適切な管理を実現しましょう。



化学物質の危険性・有害性の把握

- ◆ 化学物質の危険性・有害性は見た目だけでは分かりません。まず、容器のラベル表示とSDSにより危険性・有害性を把握しましょう。
 - ◆ 購入前にSDSを取り寄せ、危険性・有害性を確認するようにしましょう。
- また、衛生担当者がもれなく事前確認を行えるよう購入方法の統一等を行いましょう。

ラベルでアクション

ラベルに絵表示があったら、SDSを確認しましょう！

化学物質を用いて行う作業の把握

- ◆ 化学物質に関する作業内容を把握しましょう。
- ◆ 主要作業や定常作業だけでなく、付随作業や低頻度作業の内容も把握しましょう。特にタッチアップ、払拭、内製等の作業で化学物質を取扱っている場合に、把握や管理がもれている例がよく見られますので、留意しましょう。

危なさに応じた対応

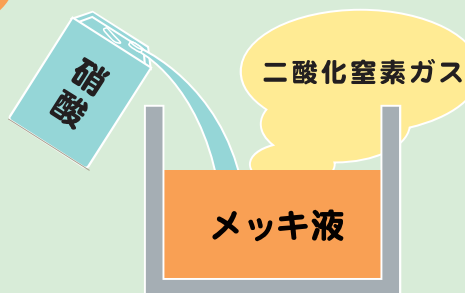
- ◆ 絶対に無害な化学物質は、まず存在しません。
有害か無害か、規制対象かそうでないか、など極端な対応とならないよう、それぞれの危なさに応じた対応を心がけましょう。
- ◆ 化学物質リスクアセスメントの結果を踏まえ、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、有機則、特化則等の規定がある場合には、必ずその措置を講じましょう。
- ◆ 法令に規定がない場合には、事業者の判断により必要な措置を講じましょう。
この際、化学物質リスクアセスメント結果に基づき、適切な判断を行うことが必要です。

薬品類の誤投入・誤混入に注意しましょう！

愛知労働局管内では、化学物質の誤投入や誤混入による災害が多発しています。取り扱う化学物質を確認し、正しい知識をもって作業にあたきましょう。

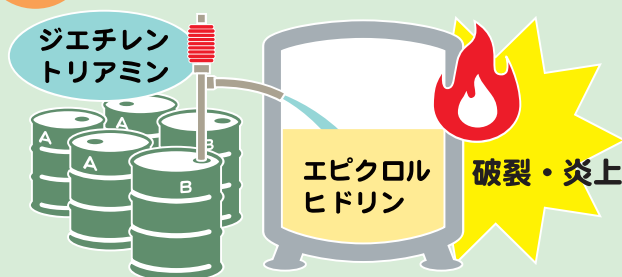
まぜるな危険

事例1 製造業（金属製品製造業）



メッキ槽を硝酸で洗浄する作業を行っていたところ、誤ってメッキ液が入った槽に硝酸を投入してしまい、メッキ液中の還元剤と硝酸が反応し二酸化窒素ガスが発生した。

事例2 製造業（化学工業）



同色のドラム缶に入った液体が同一の薬品だと誤認し、エピクロルヒドリンの入ったタンクにジエチレントリアミンを投入してしまい、内部で反応が起こり圧力が上昇してタンクが破裂、炎上した。

事例3 商業（小売業）



水浄化処理装置の不純物沈殿用薬剤（ポリ塩化アルミニウム）タンクと殺菌用薬剤（次亜塩素酸ナトリウム）タンクが並んで設置されていたため、誤って不純物沈殿用薬剤タンクに殺菌用薬剤を投入してしまい、塩素ガスが発生した。

事例4 接客娯楽業（飲食店）



トイレ清掃中に塩酸系洗剤を使用していたところ、途中で洗剤がなくなったため、厨房にあった次亜塩素酸ナトリウムを追加してしまい、塩素ガスが発生した。

■化学物質災害の防止はすべての業種の課題です。

事例3、4のように化学物質による災害は、製造業だけでなくあらゆる業種で発生しています。「わが社に化学物質などない」と決めつけず、事業場内にある薬品類を正しく把握しましょう。

■反応プロセスについて検討しましょう。

複数の化学物質を使用して、反応等により別の物質を製造する際等には、反応プロセスの制御不能により爆発等を引き起こすことがあります。反応プロセスの変更等ができないか、検討しましょう。（事例2など）

■化学反応について検討しましょう。

異なる化学物質を隣り合わせで使用する場合には、それぞれが混入することにより、どのような反応が起きるか、あらかじめ検討しましょう。（事例1、3など）

配管などで異なる化学物質の槽を接続する場合には、適切な表示をし、作業員への教育を実施しましょう。

■タンクへの誤投入に注意しましょう。

水処理装置など、複数のサービスタンクに異なる化学物質を補充する場合には、錯誤により誤投入が起きやすいため、次のような対策も検討しましょう。（事例3など）

- ホースなどでサービスタンクと接続する場合、化学物質ごとに接続口の形状を変更するなど、物理的に接続できなくする。
- サービスタンクの投入口に内容物の名称を大きく表示する。
- 供給するポリタンクなどの色と、サービスタンクの色を統一するなど、誤投入に気づきやすくする。

化学物質リスクアセスメントが義務化されました

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質※¹ による危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施※² が事業者の義務となりました。

※ 1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質です。

※ 2 リスクアセスメントの実施時期については、化学物質を新規に採用し、又は変更する際や作業の方法又は手順を新規に採用、又は変更する時など、労働安全衛生規則第34条の2の7で規定しています。

- 安全データシート (SDS) の交付義務対象である 640 物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。

化学物質による労働災害防止のために

- 製造又は取り扱う物質の危険性・有害性を正しく把握しましょう。

一定の危険性・有害性が確認されている640物質については、譲渡提供者に対して、容器への表示義務や文書交付義務が課せられています。(その他の化学物質については努力義務。)

化学物質の危険性・有害性を把握するためには、必ずラベルや文書を確認しましょう。



- 化学物質を取り扱う作業を正しく把握しましょう。

化学物質は、その効果の有用性から、様々なところで用いられています。一方、化学物質がどのような場面で、どのように取り扱われているかが正しく把握されていないケースは少なくありません。適切な管理を実現するためには、化学物質を取り扱う作業を把握できるよう仕組み化を図りましょう。

- 化学物質の代替化は、よく検討しましょう。

通知対象物質以外の化学物質は「無害」「安全」ではありません。(危険性・有害性が確認されていない。)洗浄・払拭などに用いられ、胆管がんが発生した1-2ジクロロプロパンの事例（現在は特定化学物質障害予防規則で規制）のように、重篤な結果を引き起こすこともあり得ます。危険性・有害性が確認されていない化学物質へ安易に代替化を図るより、危険性・有害性が明らかな物質を正しく使用することも検討してください。

- 危なさに応じた対策を実施しましょう。

取り扱う化学物質と作業内容から、それぞれの危なさに応じた対策を実施しましょう。化学物質によっては、呼吸などのほか皮膚等から体内に取り込まれるものもあります。保護具の選定には注意しましょう。

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015 年 12 月から ストレスチェックの実施が 義務になりました。

(労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務)

- **1 回目のストレスチェックは、平成 28 年 1 月 30 日までに！** 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）※¹を実施することが事業者の義務となります。

※¹ ストレスチェックに用いる調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」（57 項目による検査）を用いることが望ましいとされています。また、検査の頻度は 1 年ごとに 1 回です。

- **面接指導の実施！** 検査の結果、要件※²に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。

※² 要件は、高ストレス者であって、面接指導の実施が必要と認めた者を指します。

- **就業上の措置の実施！** 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※³を講じることが事業者の義務となります。

※³ 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を言います。

- **プライバシーの保護と不利益な取扱いの禁止！** 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

裏面に制度のポイントをわかり易くまとめました。
従業員の皆様への制度説明などに活用してください。

愛知労働局 労働基準部 健康課

052-972-0256

詳細は、ホームページをご覧ください。

厚生労働省 職場におけるメンタルヘルス対策

検索

ストレスチェック制度

平成27年12月1日から
いよいよ始まります☆



メンタルヘルス不調を
未然に防止するためです

